

決議案第 2 号

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の弾道ミサイル発射に抗議する決議案

上記の決議案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月28日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

打 越 基 安

山 口 剛 司

森 あや子

中 山 郁 美

調 崇 史

福 田 まもる

浜 崎 太 郎

三 角 公仁隆

近 藤 里 美

阿 部 真之助

楠 正 信

とみなが 正博

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の弾道ミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は、2月12日に続き、3月6日にも弾道ミサイルを4発発射し、そのうち3発が我が国の排他的経済水域内に落下した。その後も弾道ミサイルの発射や、新型のミサイルエンジンの燃焼実験と見られる動きが確認されるなど、北朝鮮の挑発行為はとどまるところを知らない。

北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことは、我が国を始め国際社会からの強い自制の申入れにもかかわらず行われたものであり我が国の安全保障のみならず北東アジア及び国際社会の平和と安全を脅かす重大な挑戦であるとともに、国際連合安全保障理事会決議第2321号を始めとした関連する国連安保理決議及び日朝平壤宣言に明らかに違反し、六者会合共同声明の趣旨に反するものである。

また、北朝鮮が昨年9月9日に5回目となる核実験を実施したことは、核兵器不拡散条約を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に逆行する暴挙である。

北朝鮮のこれらの行為は、いかなる理由によるものであっても正当化の余地はなく、断じて許されるものではない。

よって、福岡市議会は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル発射及び核実験を強行したことに厳重に抗議するとともに、政府が国際社会との一致協力の下、経済制裁を厳格に実施し、北朝鮮との諸懸案の平和的解決を目指し、今後も全力で取り組むよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

福岡市議会